

第 57 回東日本医科学生総合体育大会
保険保障内容のご案内

第 57 回東日本医科学生総合体育大会

群馬大学医学部運営本部保険怪我対策局長

1 東医体総合保険・傷害保険について

1.1 保険金が支払われるのはどんな時？

競技参加者・運営委員会・役員などが大会参加中(会場への往復途上を含みます)に「不慮のけが」をし、医師の診断を受けたとき。

不慮の怪我

被保険者が急激かつ偶然外来の事故によってその身体に被った場合をさす。

保険金が支払われない主な傷害

故意による傷害、自殺や犯罪行為による傷害、疾病や脳疾患による傷害、地震や噴火などの自然災害による傷害など。

1.2 保険金額は(被保険者1名につき)いくら？

1 死亡保険金

「不慮のけが」のため、被害の日から180日以内に死亡した場合、保険金額の全額

1,700万円が支払われます。

2 後遺障害保険

「不慮のけが」のため、180日以内に後遺障害が生じたとき、その程度に応じて保険

金額の3%～100%(51万円～1,700万円)が支払われます。

3 入・通院保険金

「不慮のけが」のため、医師の治療を受け、日常の生活や仕事に支障が生じた場合、

平常の生活または仕事ができるようになるまでの治療日数に対し，事故の日から180

日を限度とし

・ 入院（180 日を限度） 9,000 円 / 日

・ 通院（実日数90 日を限度） 6,000 円 / 日

が支払われます。

4 手術保険金

入院保険金が支払われる場合で，そのけがの治療のために事故日から180日以内に手

術を受けたとき，手術の種類に応じて入院保険金日額10, 20, 40 倍のいずれかが支

払われます。ただし，1 回の事故につき1 回の手術に限ります。

2 東医体任意保険制度について

この保険は，大会参加中（会場への往復途上を含みます）に「不慮のけが」をしたとき

に総合保険制度の上乗せとして支払われる保険です。

2.1 保険金が支払われるのはどんな時？

競技参加者・運営委員会・役員などが大会参加中（会場への往復途上を含みます）に「不

慮のけが」をし，医師の診断を受けたとき。

2.2 保険金額は（被保険者1 名につき・1 口あたり）いくら？

1 死亡保険金

「不慮のけが」のため，事故日から180 日以内に死亡した場合，800 万円が支払われ

ます。

2 後遺障害保険

「不慮のけが」のため、事故日から180日以内に後遺障害が生じたとき、その程度に応じて死亡保険金の3%～100%（24万円～800万円）が支払われます。

3 入・通院保険金

「不慮のけが」のため、医師の治療を受け、日常生活の仕事に支障が生じた場合、平常の生活または仕事ができるようになるまでの治療日数に対し、事故の日から180日を限度とし、

- ・ 入院保険金（180日を限度） 1,500円 / 日
- ・ 通院保険金（実90日を限度） 1,000円 / 日

が支払われます。__